

医療勤務環境改善支援事業

補助内容

医療機関が策定した勤務環境改善計画に基づき取り組む勤務環境改善事業の実施に必要な費用の一部を補助。

補助対象施設	<p>道内に所在する医療機関 ただし、医師事務作業補助者の配置については以下に掲げる医療機関(知事が指定または認定した周産期母子医療センターを設置している医療機関を除く。)を除く。 ①「医師事務作業補助者体制加算」1又は2の届出病院、②特定機能病院、③第三次救急医療機関、④小児救急医療拠点病院、⑤災害拠点病院、⑥へき地医療拠点病院、⑦地域医療支援病院、⑧申請前1年間の緊急入院患者数(救急搬送により緊急入院した患者及び当該病院を受診し救急入院した患者の合計)が50名以上の医療機関</p>
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき、勤務環境改善計画を策定又は補助事業実施期間内に策定に着手していること。 ・実施する事業は上記計画に関連して実施するものであること。 ・事業の実施にあたっては、北海道医療勤務環境改善支援センターと連携し実施すること。 ・補助を行う期間は2年間を上限とする。(医師事務作業補助者の配置については、連続して雇用した場合に限り、2年間を限度とする。なお、過去に当補助金の交付を受けた医療機関を除くものとするが、連続して雇用している場合に限り、2年間を限度に補助対象とする。)
補助対象経費	講師謝金、旅費、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、医師事務作業補助者の給与
補助基準額等	1施設につき3,000千円(医師事務作業補助者の配置については、250千円×12月=3,000千円)(補助率1/2以内)

医療勤務環境マネジメントシステム概要(医療機関における取組)

